

別記様式第41号 (第77条関係)

<p>営業の方法 (特定遊興飲食店営業)</p>	
営業所の名称	CLUB 秋田
営業所の所在地	秋田市大町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル2階
営業時間	午前 7 時 0 0 分から 午前 5 時 0 0 分まで 午後 午後
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	出入口に18歳未満立入り禁止の表示をする。
飲食物の提供	提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法 ポテトチップス、スナック菓子、ナッツ等の乾きものを提供する。
	提供する酒類の種類及び提供の方法 客の求めに応じ、ビール、カクテル、日本酒、焼酎を提供する。
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 未成年者か不明な場合は、身分証明書等の提示を求めて確認する。
遊興の内容	不特定の客にダンスをさせる。
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

## 備考

- 1 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。